

中期目標・中期計画（素案）

高 知 大 学

平成15年9月29日

中 期 目 標	中 期 計 画
【目標】(前文) 高知大学の基本目標 1 頁 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織 2 1 中期目標の期間 2 2 教育研究上の基本組織 2	
大学の教育研究等の質の向上に関する目標 2 1 教育に関する目標 2 (1) 教育の成果に関する目標 2	大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 2 頁 1 教育に関する目標を達成するための措置 2 (1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置 2
(2) 教育内容等に関する目標 3	(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置 3
(3) 教育の実施体制等に関する目標 6	(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置 6
(4) 学生への支援に関する目標 7	(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置 7
2 研究に関する目標 8 (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標 8	2 研究に関する目標を達成するための措置 8 (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置 8
(2) 研究実施体制等の整備に関する目標 8	(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置 8
3 その他の目標 10 (1) 社会との連携、国際交流等に関する目標 10	3 その他の目標を達成するための措置 10 (1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置 10
(2) 附属病院に関する目標 12	(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置 12
(3) 附属学校に関する目標 13	(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置 13
(4) 附属図書館に関する目標 14	(4) 附属図書館に関する目標を達成するための措置 14
業務運営の改善及び効率化に関する目標 15 1 運営体制の改善に関する目標 15	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 15 1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置 15

2 教育研究組織の見直しに関する目標 1 6	2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置 1 6
3 人事の適正化に関する目標 1 6	3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置 1 6
4 事務等の効率化・合理化に関する目標 1 7	4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置 1 7
財務内容の改善に関する目標 1 8	財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 8
1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標 1 8	1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置 1 8
2 経費の抑制に関する目標 1 8	2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置 1 8
3 資産の運用管理の改善に関する目標 1 8	3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置 1 8
自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標 1 9	自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置 1 9
1 評価の充実に関する目標 1 9	1 評価の充実に関する目標を達成するための措置 1 9
2 情報公開等の推進に関する目標 1 9	2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置 1 9
その他業務運営に関する重要目標 1 9	その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置 1 9
1 施設設備の整備等に関する目標 1 9	1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置 1 9
2 安全管理に関する目標 2 0	2 安全管理に関する目標を達成するための措置 2 0

【目標】(前文) 高知大学の基本目標

高知大学は学術の発展と知の継承を通して、人類と社会へ貢献することを使命として以下の目標を掲げる。

- 1 高知大学は、21世紀の知識社会に活躍できる人材の育成を進める。そのために、学部では、人文科学・社会科学・自然科学・生命科学にわたる総合的で豊かな学識と知的活用能力、人間性や社会性にあふれた活力ある知的市民の育成を進める。大学院では、世界や日本が必要とする高度専門職業人の養成を図るとともに、特定の分野においては世界の学術研究をリードできる研究者を養成する。
- 2 高知大学は、研究を通じて社会に貢献する。地域の中核的総合大学として、総合的な学術研究基盤を維持発展させるとともに防災、医療、文化などの地域特性を生かした研究を推進し、「黒潮圏」、「海洋」及び「高齢者医療」研究に特化した先端的で国際的な教育・研究拠点を形成する。
- 3 高知大学は、地域における国立大学として、若い世代や国民のための魅力的な高等教育機会を提供しつつ、産業の振興、環境の保全、生涯学習の展開、医療福祉の向上、快適な生活環境、分権・自治の推進などの持続的な地域社会の発展のための知的資産としての役割を果たす。
- 4 高知大学は、アジア・アフリカ・環太平洋諸国との教育研究協力活動を推進する。これらの国々の大学との研究交流、学生交換活動を推進する中で、世界の平和と福祉の増進に貢献する。

<p>中期目標の期間及び教育研究上の基本組織</p> <p>1 中期目標の期間 平成16年4月1日より平成22年3月31日まで</p> <p>2 教育研究上の基本組織 この中期目標を達成するため、別表に記載する学部及び研究科を置く。</p>	
<p>大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標</p> <p>(1) 教育の成果に関する目標</p> <p>() 学士課程における教育の成果に関する目標</p> <p>高知大学は、21世紀の知識社会を生きるために必要である高度な知識を身に付けた人間性と社会性にあふれた人材の育成を目指す。自発性と柔軟な思考力をもった知的市民を育成するために、幅広く質の高い教育を実施する中で、創造的かつ個性豊かな人材の育成を目指す。</p>	<p>大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置</p> <p>() 学士課程における教育の成果に関する目標を達成するための措置</p> <p>教養教育・学士課程教育の成果に関する具体的目標の設定</p> <p>本学が設定する5大能力（日本語による表現力、プレゼンテーション能力、外国語によるコミュニケーション能力、異文化理解能力、情報リテラシー）を身に付けた人材を育成する。社会的・実能力的なスキルと総合的学識を備えた人材を育成する。地域社会への関心とともに国際的・地球的視野を持った人材を育成する。幅広い教養に培われた人間性と社会性豊かな人材を育成する。</p> <p>卒業後の進路等に関する具体的目標の設定</p> <p>企業、公共サービス機関、教育機関、大学院等への進路保証を図る。</p> <p>1年次から学生のキャリア・パス設計を促し、将来の職業選択を意識した学習相談を行う。インターンシップ、実業人講座を通じて、社会参加、職業参加の動機付けを行う。実業人を講師とするマネジメント講座を開設し、就業意識を高める。</p> <p>教育の成果・効果の検証に関する具体的方策</p> <p>卒業生による大学評価をアンケート等により実施する。</p> <p>卒業生に対する社会の評価を受けて教育の改善を実施するシステムを構築する。</p>
<p>() 大学院課程における教育の成果に関する目標</p> <p>人文社会、教育、環境、防災、材料、情報、医療、生物生産、海洋の各分野において、国際社会や地域社会の中核的指導勢力とな</p>	<p>() 大学院課程における教育の成果に関する目標を達成するための措置</p> <p>教育の成果に関する具体的目標の設定</p> <p>各分野において高度の専門知識と幅広い学際的知識の修得により、優れた研究能力、研究</p>

<p>る高度専門職業人の育成を図る。</p>	<p>管理能力、問題解決能力を備えた人材を育成する。 知識人としての自覚と国際感覚を培い、日本と世界で活躍できる人材を育成する。</p> <p>修了後の進路等に関する具体的目標の設定 修士課程においては、情報、医療、材料、環境、生産、教育の現場に送り出す。 博士課程においては、高等教育・研究機関などの応用研究や基礎研究の分野への進出を目指す。</p> <p>専門領域に関連するインターンシップを導入し、修了後の進路・職業選択に供する。 課程修了者の進路を調査し、その結果をもとに就職支援体制を充実、強化する。</p> <p>教育の成果・効果の検証に関する具体的方策 修了生による大学評価をアンケート等により実施する。 学位論文の発表会等を通じて社会的評価を受けるシステムを構築する。</p>
<p>(2) 教育内容等に関する目標 () 学士課程の教育内容等に関する目標 人文・社会・自然・医療にわたる諸科学の体系的な知識と能力、現代社会が提起する様々な問題を読み解き、これに能動的に対処するための知識と態度、世界と地域の人々の生活と文化を理解し、これと交流できる能力と態度の形成を促すための総合的で体系的な学問を提供する。</p> <p>アドミッション・ポリシーに関する方針 学びへの意欲があり、総合的学力に優れた入学者の確保に努める。また、ユニークな能力・経歴を有する入学者を求め、さらに潜在的能力があるにもかかわらず、学力の発揮を妨げられている学生の入学にも留意する。</p>	<p>(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置 () 学士課程の教育内容等に関する目標を達成するための措置 アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策 学士課程の教育目標、選抜方法を各種の情報伝達手段により公表する。(大学のホームページの充実、大学案内小冊子の作成、各種の進学説明会への参加、オープンキャンパスの開催など)。</p> <p>センター試験の活用について、資格試験的活用や総点方式的活用など検討する。 学生の多様性(地域、国籍、年齢、学習キャリア)を高めるための措置を行う。 中等教育学校及び高等学校における学習意欲向上のための教科プログラムを支援する。 中等教育学校及び高等学校の教科プログラムに対応した推薦や面接試験の在り方について検討する。 入学者選抜方法を踏まえた入学後における学生の動向の追跡調査を行う。 アジア・アフリカ・環太平洋諸国からの留学生の受け入れを推進する。</p>
<p>教育課程に関する基本方針 全ての学生に、知的生活に必要な知的活用能力、コミュニケーション能力、異文化交流能力、社会参加能力の形成を促す授業を実施する。</p>	<p>教育課程に関する具体的方策 人文、社会、自然の各学術分野と知的技法に関わる授業科目を開設する。 授業科目を4つの教育科目群(基軸科目、教養科目、基礎科目及び専門科目)に区分し、適正に配置する。</p>

人文科学・社会科学・自然科学にわたる授業科目を配置し、学生には異分野履修を義務付け、幅広い学識の獲得を図る。

基軸・教養・基礎科目を全学共通教育として実施し、各学部における専門科目との有機的連携を図る。各学部の専門科目の精選を進め、学部を横断した専門教育、資格教育の充実を図る。資格取得のための教育プログラム、キャリア開発支援教育プログラムを整備する。

教育方法に関する基本方針

多様な学習履歴や社会経験を有する学生から成る学習集団を形成し、相互の交流による活発な学習の実現を図る。学生による自主的な履修科目設計と大学及び授業実施者による厳格な単位認定により、取得した能力及び資格の社会的通用性を高める。

学期制及びキャップ制（履修登録単位上限の設定）の下で、講義、実験、実習、フィールドワーク、社会活動を含む柔軟な時間割の編成を進める。短い期間に集中することで学習効果が上がる科目については集中授業制を採用する。さらに学生の教育課程設計や時間割配置等に関する参加を促し、学生による自主的な学習活動・学びの創造を活性化させる。

成績評価に関する基本方針

大学が付与する能力の認証である単位への社会的信頼を高めるとともに、学生の学習規律と能力の獲得を保證するために厳格な成績管理を行う。そのためには、各授業科目の内容の整備、シラバス等の情報提供、教育課程の体系性の確保とともに、教授能力の不断の向上を図る。

() 大学院課程の教育内容等に関する目標

高度専門職業人として、社会や企業の指導的立場に立てるよう、視野の広い国際性豊かな専門的学識とスキルを身に付けさせる。

学生のゆとりある履修を保證するために、学生の選択（自己決定）における自由度を持たせる科目配当を行う。

高校からの多様な履修歴、学習歴に対応し、導入教育・補習教育を実施する。

自分の専攻分野等を見つかる学生に対して転学部、転学科が可能な開放的な教育課程を工夫する。

パソコンを必携とした教育の情報化・高度化に留意した教育課程を編成する。

教育方法に関する具体的方策

共通教育は、原則として全学部共通の混合編成とするが、習熟度別編成、少人数編成（20人以下）の導入も図る。

学期制を採用し、学期完結型の授業を原則として、これに集中講義による授業を設定する。

大学が公認する学生の自主的活動組織（Students' Organization for Self-help and official Support, SOS）を設立し、本学の教育システムに組み込み、情報リテラシー向上のための学生による相互学習を促進する。

国内において先進的な教育を行っている大学のベンチマーキングを行うために、他大学（私立を含む）と連携して、学生と教官の相互交流を強める。

成績評価に関する具体的方策

総括的評価のほかに適切な形成的評価を設定し、評価法の明示、それに基づく評価を実施し、公表する。

フィードバック（答案・レポートの返却、評価内容の通知、模範回答の提示）を実施する。

シラバスの充実を図り、授業内容のみならず、到達目標、成績評価基準と方法、参考図書等を明示する。

() 大学院課程の教育内容等に関する目標を達成するための措置

アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

大学院学生選抜においては、多様な学習歴や職業経験を有する学生の入学を図る。

アドミッション・ポリシーに関する基本方針
各専門研究分野において意欲にあふれ、優れた知識水準を有する学生及び社会経験・職業経験豊かな学生の確保を目指す。

教育課程編成に関する基本方針
高度な専門性を有する職業人に必要な専門的知識と能力を習得させるための体系的な教育と訓練を行う。進路保証のために、キャリア開発を見通した教育内容の開発を進める。

授業形態・学習指導法等に関する基本方針
各分野の専門性に対応した柔軟な授業形態を採用する。

成績評価に関する基本方針
大学が付与する能力の認証である単位への社会的信頼を高めるとともに、学生の学習規律と能力の獲得を保證するために厳格な成績管理を行う。

(3) 教育の実施体制等に関する目標
学部横断の教育課程の実施、教育成果の獲得のために、人文科学、社会科学、自然科学、医学、語学、体育にわたる教育担当者を十分に確保し、質の高い共通教育及び学部教育を展開する。さらに、各学術分野及び専門職養成に必要な専門基礎教育及び高度専門職業人教育の担当者を確保する。

教員組織の編成方針
学術の分野のバランスの取れた教員配置を行う。情報化・国際化に

大学院課程の教育目標、選抜方法を各種の情報伝達手段によって公表する。(大学のホームページの充実、大学案内小冊子の作成、各種の進学説明会への参加、オープンキャンパスなど。)

社会人入学を促進するために、自治体や企業に広く働きかけ、連携を強化する。
アジア・アフリカ・環太平洋諸国から外国人留学生を増やす。

教育課程編成に関する具体的方策
大学院教育の特性に留意しつつ、大学院授業と学部授業の相互乗り入れを検討する。
境界領域の研究・学習課題に取組めるよう各研究科を横断した履修が出来るカリキュラム・教育システムを確立する。

授業形態・学習指導法等に関する具体的方策
少人数の授業形態の特色を踏まえた教育方法等を開発する。
異分野履修と弾力的な指導體制を採用する。
幅広く他分野で活躍中の国内外研究者による大学院公開セミナーの開催を推進する。
学外における研究活動の機会を拡充する。

適切な成績評価の実施に関する具体的方策
複数の教官による学位論文審査と最終試験評価により成績評価を厳正化する。
総括的評価のほかに適切な形成的評価を設定し、評価法の明示、それに基づく評価を実施し、公表する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置
教員組織の編成に関する具体的方策
教養教育を中心とする共通教育は全学出動体制で行う。
学部及び各センターに所属する教員は、教育課程編成方針に基づいて各教育科目を担当する責務を負う。
男女共同参画や異文化・国際交流などを担う人材を確保し、性別、国籍に配慮した教員の人的構成を目指す。
非常勤職員の任用基準を定め、教育支援を効果的に実行できるようにする。
T・A制度を拡充し、成績優秀な大学院生による教育支援体制を充実させる。
日常的な学生への学習支援を行う。

<p>対応する高度な教育能力を有した人材の配置を進める。共通教育は原則として全ての教員が担当する。</p>	<p>全学的な教育の企画・実施・評価を推進する体制を整備する。</p>
<p>教育環境の整備に関する方針 新しい教育形態に対応した教育施設・設備を充実させ、学部の壁を取り払って、教育施設の有効利用を図る。 学生教育の立場にたって、既存の施設・設備の見直しのシステムを設ける。 教育と学事、学生生活の利便性を高めるために「e-キャンパス」化を進める。</p> <p>教育の質の向上及び改善のためのシステムに関する方針 学生との双方向型の教育の実施、学生の自発的な教育活動の推進、社会や地域における実践的参加型の教育活動により、学生の満足度と充実感の向上を図る。 そのために、組織的なカリキュラム開発、教育システムの改善、個々の授業改善の組み込んだ教育改善の取組みをシステム化する。</p>	<p>教育環境の整備に関する具体的方策 教育環境について利用者（学生等）の評価を受ける。 パソコン必携を実効性あるものとするために環境を整備する。 音声とビジュアル教材を活用した講義施設を充実する。 新しい教育が実現できるよう施設の充実を図るとともに、学部の壁をこえた施設の効率的な利用をすすめる。 学生の自学自習のための施設を整備、充実させる。 「e-キャンパス」構想に基づいた情報ネットワーク等の整備と活用を行う。（シラバスの情報ネット公開。情報ネットを通じての教材の配布。情報ネット利用の自学自習システムの確立など） 図書館や情報実習室の機能を充実させ、自学・自習室環境を整備する。 学生の健康管理支援のための保健管理センターの活動を充実させる。 実験実習の安全性を定期的に点検し、施設・設備の整備と充実を図る。</p> <p>教育の質の向上及び改善のためのシステムに関する具体的方策 採用時において、教育能力に関する審査を導入する。 本学の教員として採用後3年間の体系的な初期研修制度を確立し、実施する。 教育に関する自己点検・評価の実施と当該評価結果の迅速かつ有効なフィードバックシステムを形成する。 教員の教育能力について評価システムの確立と顕彰・処遇システムを整備する。 コースワークの体系化と教育方法に関する技術の深化のため、FD（Faculty Development）や研究を実施する。 全学的教育システムの創造、教育能力や教育技法の開発、改善のため、大学教育創造センターの機能を充実、強化する。 FDの実施体制を整備し、定期的に研修会を開催する。</p>
<p>（４）学生への支援に関する目標 学生の自己実現・社会参加・人生設計を支援する総合的体系的な支援体制を確立する。とりわけ、学生の学習を中心としたキャンパ</p>	<p>（４）学生への支援に関する目標を達成するための措置 学習に係る施設、整備を充実させる。 図書館や情報処理室の夜間、休日における利用方法を改善する。</p>

<p>スライフの充実、文化・スポーツ・ボランティア活動の推進、健康で快適なキャンパス・アメニティの向上、人権感覚にあふれ、文化の薫り高い学園生活の確保、就職・進路支援体制の充実を重点的に進める。</p>	<p>自学・自習室等の教育施設環境を整備する。 専門職による個別的な学生支援を強化する。</p> <p>生活に係る施設、設備や制度を充実させる。 保健管理センター業務を拡充、強化する。 アドバイザー教官制度の充実を図る。 オフィスアワー制度やミート・ザ・プロフェッサー・アワー制度の充実を図る。 寄宿舎を計画的に整備する。 入学料・授業料免除の充実を図る。 入学料・授業料免除は学力だけでなく総合的に判断し、受給生には授業補助生、クラスリーダー、大学院生であれば、学習チューター、自学学習支援制度 = SOSなどを決められた時間数、職務を担当するものとする。 奨学金制度の運用・充実を図る。 就職情報室の整備により就職・進路支援を強化する。</p> <p>課外活動を積極的に支援し、活性化させる。 課外活動施設の整備や他団体との連携強化を図る。 リーダーシップセミナーの実施や安全対策マニュアルの作成などにより、安全対策を徹底する。 他大学や学外のボランティア団体との連携を強化する。</p>
<p>2 研究に関する目標 (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標 目指すべき研究水準に関する基本方針 日本全体の総合的学術研究基盤を支える拠点としての役割を維持する。 地域的な特色を持った研究を推進することによって国際的に評価されるものにする。 プロジェクト型研究の推進により地域社会との連携協力を拡充する。</p>	<p>2 研究に関する目標を達成するための措置 (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置 目指すべき研究水準に関する具体的方策 国際的水準の研究体制を構築する。 部局を横断する境界領域の研究はプロジェクト体制をもって取り組む。 他の研究機関との交流を進め共同研究を推進する。 プロジェクト終了後の研究成果集の発刊と公表化を図る。 国際的な学術誌や学会での論文発表を進める。 外部評価において外国人評価員の参加を実現する。</p>
<p>研究の成果の社会への還元等に関する基本方針</p>	<p>研究成果の社会への還元等に関する具体的方策</p>

<p>地域にある学術拠点として、地域社会と双方向の関係を結び、地域から学びつつ、その成果を地域に還元する。</p> <p>大学の知的資産を社会に公開・還元し、文化の発展に寄与する。</p> <p>産官学連携を推進し、研究の活性化を図るとともに産業の発展に貢献する。</p> <p>知財形成推進体制を確立する。</p>	<p>企業、自治体などと交流を強め、共同研究の推進、新研究成果の公表と共有化を図る。</p> <p>民間企業に対する技術指導、技術移転及び共同研究、受託研究を推進する。</p> <p>企業、行政機関における研究者との連携を強化する。</p> <p>知的財産の創出、取得、管理及び活用のための具体的方策：知的財産戦略、知的財産創出・取得のマネジメント、知的財産の管理・活用指針、研究成果・秘密情報の保護、知的財産に関する学内啓発の活動を行う。</p>
<p>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標</p> <p>研究者の配置に関する基本方針</p> <p>研究組織と運営の弾力化に努め、組織の枠を越えた多分極ネットワーク型システムと従来の縦割りシステムとの併用を図る。</p>	<p>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置</p> <p>研究者の配置に関する具体的方策</p> <p>学内の共同研究施設と学部附属施設の運営を見直し、特に人員配置を含めた体制の柔軟化を図る。またそれぞれの施設の運営を、研究科あるいは学部の教育・研究、とくにプロジェクト支援に基づいた運営とする。</p> <p>リサーチフェロー制度と期限付き研究員制度を設置する。</p> <p>公正な業績評価に基づいた公募制を実施する。</p> <p>研究者の多様性（経歴、性別、国籍など）を強める措置をとる。</p>
<p>研究環境整備に関する基本方針</p> <p>施設設備の整備を図るとともに共用化、共同利用化を推進し、研究活動の活性化を図る。</p> <p>研究の高度化、拠点化を図るために戦略的かつ効果的な整備を図る。</p> <p>全学的な研究開発推進体制を整備する。</p>	<p>研究環境整備に関する具体的方策</p> <p>研究開発推進体制として知的財産形成本部を充実・強化する。</p> <p>研究倫理観を含めた研究安全管理体制の整備（「研究倫理委員会（仮称）」の設置）を行う。</p> <p>基盤研究の継続と促進のための均等分配予算と、公正な研究業績評価に基づく重点化分配予算を設ける。</p> <p>プロジェクト研究の推進に対応した研究組織と教育組織の分離・融合と予算配分の重点化を行う。</p> <p>学内統一基準に基づいた研究要覧を定期的に作成する。</p> <p>国内外の教育研究機関との研究連携協定の締結と、ソフトとハードの両面における連携を強化する。</p> <p>研究に関わる事務手続きの簡略化と研究施設・設備の管理への事務の全面的バックアップ体制を整備する。</p> <p>オープンラボやレンタルラボを設置する。</p> <p>図書・雑誌等の資料の集中管理化と電子化を図る。</p> <p>情報のオンラインシステムの充実化を図る。</p> <p>設備要覧の作成・更新を行う。</p>

	<p>機器備品の共同利用と共同管理体制化を図る。</p>
<p>研究の質の向上システムに関する基本方針 教員個人及び研究組織の評価システムを導入し、公正な評価を定期的に実施することにより研究の質の向上と改善を図る。</p>	<p>研究の質の向上システムに関する具体的方策 研究専念期間制度の設定を検討し、サバティカル制度などの導入を図る。 定期的な教員個人に関する自己点検・評価及び外部評価に基づき改善・実施計画の策定を行うシステムを検討する。 学術的評価（論文数、インパクトファクター、学会賞受賞、招待講演、国際学会発表数、科研費実績、学会活動）、地域・産業的評価（特許出願数、地域共同研究実施数、外部資金導入実績）、文化的評価（公開セミナー、出前授業、マスメディアへの出演、教科書等の執筆）、教育への効果（指導学生の論文数、学会発表数、受賞実績）を、それぞれグレード分けし、その総評価を考慮して研究費の傾斜配分により研究支援体制の強化を図る。 プロジェクト研究の評価を個人評価とは別に行い、計画に対する達成度を評価対象とする。 年度始めに研究計画書を提出させ、年度末に研究報告書の提出を義務づけ、そのことによって大学における研究の萌芽性や達成度の把握に努める。</p> <p>学部・研究科等の研究実施体制等に関する特記事項 農学研究科は、引き続き愛媛大学大学院連合農学研究科博士課程を香川大学大学院農学研究科、愛媛大学大学院農学研究科とともに構成し、一大学のみでは期待しがたい分野を相互に補完しつつ、生物資源生産やその利活用ならびに環境の保全と修復等に関わる諸分野の科学技術の深化・発展に資する世界水準の研究を行う。</p>
<p>3 その他の目標 (1) 社会との連携、国際交流等に関する目標 教育における社会との連携等に関する基本方針 産業界との連携・協力の推進 インターンシップ、実体験学習を媒介に、教育における産学連携を強め、大学教育に対する産業界の影響を積極的に取り込む。 地域社会との連携・協力の推進 地域の学習ニーズに応え、大学教育に対する地域社会の変化を積極的に取り込む。 教育面における社会サービス（公開講座等）の推進 地域社会の学習ニーズに応えた、機動的で工夫された公開講座を</p>	<p>3 その他の目標を達成するための措置 (1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置 教育における社会との連携等に関する具体的方策 産業界、官公庁から講師を登用してビジネス講座科目群を組み入れる。 大学教育における産業界、地域社会等との連携を推進する。インターンシップを学年の早期（2年次）より実施する。 公開講座等の開催と参加者の増加のための方策：生涯学習教育研究センターを通じて、マスコミ媒体を通じての本学の公開講座の情宣を行い、サテライト教室の開設、地域に出向いての講座開設など、多様な形態での公開講座を追求する。 正規学生向けの授業を公開講座として一般に開放する。 自治体との協定をもとに高等学校を中心に出前講義や大学講義の開放を行い、高校教育と</p>

<p>開催し、教育面における社会サービスを向上させる。</p>	<p>の交流を強める。 教育における社会連携活動について、教員の活動を評価するシステムを設定する。</p>
<p>研究における社会との連携等に関する基本方針 産業界との連携・協力の促進 産業界の研究に対するニーズを継続的に把握し、これに応えるべき大学内の研究体制の改善に努める。 地域社会との連携・協力の促進 地域自治体などの組織・団体と連携協力して、地域振興型の研究を促進させる。 研究面における社会サービス活動の推進 各種の審議会への参加、公開シンポジウム、国際セミナー等を通じて、研究成果の公表と社会に対するアドバイス機能を高める。</p>	<p>研究における社会との連携等に関する具体的方策 地域社会との連携・協力を促進するための具体的方策として、地域連携貢献機構（仮称）を設け自治体や企業から構成される協議体との連携をすすめ、地域的ニーズのある研究を押し進める。 四国TL0の窓口である地域共同研究センターを通じて、技術移転、共同研究を促進する。 研究テーマ等の積極的な情報発信、研究者要覧のホームページを通じての公開を進め、研究者の研究テーマの発信を行う。 コンサルティング等を推進するための具体的方策として機構と地域共同研究センターを通じてコンサルティング機能を強化する。 研究面での社会サービスについて、教員の活動を評価するシステムを設定する。 国際的な共同研究の推進や研究集会の実施については、国際交流提携校を中心にして研究交流を促進し、国際シンポジウムを開催する。</p>
<p>他大学との連携 四国地区をはじめとする国内の他の大学や教育研究機関と積極的に連携し、教育研究の活性化を図る。</p>	<p>他大学との連携に関する具体的方策 大学コンソーシアム化を視野に入れ、地域の公私立大学等との教育研究資源の共有化を推進する。</p>
<p>国際交流・協力に関する基本方針 アジア・アフリカ・環太平洋地域、特に黒潮圏流域諸国の大学、研究機関と連携して、国際的な交流・協力を押し進める。</p>	<p>国際交流・協力に関する具体的方策 外国人研究者の招聘や教職員及び大学院生の海外派遣を推進するとともに支援体制の整備を図る。 開発途上国に対する協力事業への参画：国際協力事業団の集団海外研修コースを充実させる。 開発途上国を中心にスタッフの海外派遣を促進する。 外国人研究者の招聘、教職員や大学院生の海外派遣、学術交流協定を締結する大学との積極的な研究連携並びに開発途上国への知的支援などによる国際交流を推進する。 黒潮圏流域諸国の大学・研究所との学術交流協定の締結を進め、特に、大学にあっては交換留学生制度（研究、語学研修、インターンシップ等）を具体化する。</p>

	<p>外国人留学生の募集、受け入れ、外国留学希望学生への準備教育等、留学生の受け入れや派遣を増やすために専門的助言を行う留学生センターの教職員の充実を図る。</p> <p>留学生の卒業のフォローアップを行う。</p> <p>インターネットを通じて高知大学に関する情報発信を充実させる。</p> <p>地域国際交流組織との連携を強化する。</p>
<p>(2) 附属病院に関する目標</p> <p>医療の質の向上に関する基本方針</p> <p>地域のニーズに密着した医療を行い、全人的医療、専門性を有する質の高い医療及びサービスを提供する。</p> <p>臨床医学と医療技術水準の向上を図り、研究成果が見える形で診療・社会へ反映される研究を行う。</p> <p>良き医療人の養成</p>	<p>(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置</p> <p>医療の質の向上に関する具体的方策</p> <p>(地域のニーズに密着した医療)</p> <p>地域の事情に即応した医療体制を構築する。</p> <p>地域の事情に合わせた救急体制の構築に協力する(軽症急患と高次救急の受け入れ)。</p> <p>地域と連携した入退院援助サービスを実施し、入院期間の短縮と、再入院率の減少を図る。</p> <p>附属病院内施設のオープン化などによって地域に貢献する。</p> <p>外来における術前チェックシステムを導入する(入院期間の短縮、手術リスクの軽減、自己血輸血率の向上)。</p> <p>低侵襲手術などを積極的に行い、QOL(quality of life)の高い退院後の生活を保障する。</p> <p>午後外来、学生外来を実施する。</p> <p>接遇改善(午後外来、学生外来の実施、待ち時間短縮、患者さん用医学図書の充実)を行う。</p> <p>研究成果の臨床応用を促進し、専門外来(サブスペシャリティ)の充実を図り、地域における質の高い医療を充実させる。</p> <p>主要慢性疾患については合同診療体制をとり、EBM(根拠に基づいた医療)に基づく医療と、医療データに基づくエビデンス作りを行う。</p> <p>健康管理事業を自治体と協力して推進し、地域住民の健康増進と医療費の削減を図る(高知コホート計画)。遺伝子診断の健康管理への導入を行い、効率的な健康管理システムを構築する。</p> <p>放射線フィルムレス化、文書電子化で省資源を図り、ISOを取得できる組織体として、環境に配慮した病院を実現する。</p> <p>(研究成果の診療・社会への反映)</p> <p>先端医療を取り入れた高度・高品質の医療機関として機能する。</p> <p>医療学研究・研修センターを設立して、更に高度な医学の発展に貢献できる医療を行う。</p> <p>検体搬送システムを臨床応用する。</p>

	<p>国際保健に協力し、留学生の受け入れを行う。</p> <p>(良き医療人の養成)</p> <p>卒前・卒後教育の一元化を図り、ジェンダー・母性に留意し、プライマリケア、全人的ケアを行える医療人養成を行う。</p> <p>医療職のリカレント学習、生涯学習の場を提供し、地域の医療の質の向上を図り、災害や危機管理に強い病院を構築する。</p> <p>市民教育(BLS(一次救命措置)、ACLS(二次救命措置)、禁煙指導)やコメディカルスタッフの教育、養成を行う。</p> <p>地域連携貢献グループのアクション ブランチとして機能し社会への説明責任を全うする。</p> <p>電子化による医療情報の個人公開を行う。</p>
<p>運営等に関する基本方針</p> <p>機能の効率化と健全な財務の体制を構築する。</p>	<p>運営等に関する具体的方策</p> <p>職員が安全に、機能的に働ける人員配置と環境整備(セーフティー マネージメント、福祉施設、人員の外注化と定員化)を行う。</p> <p>地域ニーズに密着した医療、質の高い医療を進め、経営の改善により病院収入の確保に努める。</p> <p>自己収入を増加させ、機器のレンタル・リース・購入を見直すとともに、固定的経費を削減し、研究の特許化などで財務の健全化を図る。</p>
<p>(3) 附属学校に関する目標</p> <p>教育基本法及び学校教育法に基づき、心身の発達に応じた教育の理論的研究及び実践的研究を推進し、地域社会における教育の拠点としての役割を果たす。</p> <p>学部と連携を図りながら、大学での教員養成機能の充実に寄与する。</p>	<p>(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置</p> <p>大学・学部との連携・協力の強化に関する具体的方策</p> <p>学部及び「附属教育実践総合センター」と連携しながら、学校教育に関する実践的研究・教育の充実を図るための組織を設置し、機能させる。</p> <p>学部及び「附属教育実践総合センター」と連携しながら、地域社会における教育の拠点としての役割を果たす。</p>
	<p>学校運営の改善に関する具体的方策</p> <p>外部評価及び内部評価の充実を図り、「学校評価」の充実を図る。</p> <p>「学校評議員会」の充実を図る。</p>
	<p>特別支援教育に関する具体的方策</p> <p>子供の問題行動など、必要な児童生徒に対し、個別支援教育計画を策定し、心身の発達に</p>

	<p>応じた教育の充実を図る。</p>
	<p>公立学校との人事交流に対応した体系的な教職員研修に関する具体的方策など 高知県教育委員会との人事交流を原則とする。 公立学校との連携を密にし、高知県及び高知市教育委員会の研修計画に沿って教職員の研修を実施する。</p>
<p>(4) 附属図書館に関する目標 教育支援に関する目標 高度情報化に対応した情報リテラシー教育の支援を強化し、授業への関わりを強化する。 教育・学習に必要な資料を充実させると共に電子図書館機能を活用した学習支援を強化する。 積極的に図書館利用講習会を開催すると共に、留学生を含めた図書館利用者のために図書館利用環境を改善する。</p>	<p>(4) 附属図書館に関する目標を達成するための措置 教育支援に関する目標を達成するための措置 文献の探し方について、授業の一環として図書館職員が担当し、情報活用能力育成の支援を強化する。 「大学学」や学校図書館司書教諭の資格を取得するための授業において、図書館職員が支援する。 シラバスに掲載された必読図書を網羅的に収集すると共に、電子シラバスとOPAC(オンライン目録)とをリンクさせ、学生の学習を支援する。 全館が日曜・休日を閉館にし、更に閉館時間を延長すると共に、ゆとりと憩いの場を整備することにより学習環境を改善する。 所蔵資料の利用指導を行うと共に、OPAC等の利用講習会を実施する。 留学生用図書・雑誌等資料を充実すると共に、留学生向けの図書館利用案内を整備し、留学生の図書館利用環境の改善を図る。</p>
<p>研究支援に関する目標 創造性の高い研究の推進を支援するため、最新の研究情報を遅滞なく入手すると共に研究成果をデータベース化し、効果的に発信する体制を整備する。</p>	<p>研究支援に関する目標を達成するための措置 研究上必要とする最新の学術研究資料及び電子ジャーナル等の電子的資料を安定的に遅滞なく整備し、研究活動を一層支援する。 学内紀要・研究報告書などの研究成果のデータベース化を推進し、地域社会、国際社会に情報発信する。 電子的資料の利用を推進するため、研究者への講習会を開催すると共に、普及活動の一層の強化を図る。 研究活動を行うに当たって必要となる著作権情報の提供を行う。</p>
<p>社会との連携、国際交流等に関する目標 図書館がもっている図書館資料等の資産を地域社会に開放し、</p>	<p>社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置 県内の公共図書館、大学図書館、医療機関図書室との連携を強化し、資料の相互利用や生</p>

<p>地域社会へのサービス向上を図る。 公共図書館、大学図書館、医療機関図書室との相互協力を強化し、地域社会へのサービス向上を図る。 国内・国際社会との連携を強化し、研究活動を支援する。</p>	<p>涯学習の支援等を行うと共に、地域住民からのボランティアの受け入れや図書館に対する外部評価を実施する。 国内の国立大学図書館、国立情報学研究所、医学図書館との連携を強化し、電子ジャーナルコンソーシアムへ参加することにより電子ジャーナルの更なる導入を図ると共に、メタデータ・データベース共同構築事業へ参加する。 国際 I L L (文献複写)へ参加すると共に、研究成果を国内・国際社会に公開する。</p>
<p>業務運営の改善及び効率化に関する目標 1 運営体制の改善に関する目標 大学の組織運営に関して透明性を高め、説明責任を果し、教職員の任務と責任を明確にし、迅速で機動的な意思決定を行う。 大学活性化に向けた企画立案、戦略策定機能を充実・強化する。 意思決定の迅速化と中期計画の効果的・効率的な執行を行う。 大学教職員の業務執行能力、評価能力を高める。</p>	<p>業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置 役員会、教育研究評議会、経営協議会の長としての学長の強いイニシャティブをささえる制度を充実させる。 企画の設定、実施、評価の責任母体を明確にし、役員会、教育研究評議会、経営協議会、監事の責任関係を明確にする。 大学運営についての計画設定、実行、評価を円滑にするための教職員による情報共有システムを構築する。 外部監査が依拠すべき内部監査システムを確立する。 計画の設定と実行の評価に基づいて学内の資源配分を行う。学内の資源配分は、戦略的な重点配分と事後評価に基づいて行う。 研究教育に関する見識と経営能力の両方を備えたアカデミック・アドミニストレーターを効果的に配置し、その能力向上のための学習プログラムを設定する。 大学活性化の戦略設定と実行、評価に係わる事務組織の能力向上に向けてのプログラムを充実させる。 法務、労務など高い専門性が必要なセクションを整備し、それを担う人材を確保、養成する。 目的に応じて他の国立大学との連携・協力を推進する。</p>
<p>2 教育研究組織の見直しに関する目標 評価に基づき教育研究組織の見直しを行い、再編等により教育研究の充実と活性化を図る。 また、社会的要請あるいは今日的課題に応えるために教育研究組織の見直しを行い柔軟かつ機動的な編成を行う。</p>	<p>2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置 教育研究組織の編成・見直しのために専門の機関を設ける。 公正で透明性のある評価に基づき、中長期的な見通しに立った教育研究組織の見直しを行う。 プロジェクト型研究組織は、時限組織とし、厳正な評価を行う。</p>

<p>3 人事の適正化に関する目標</p> <p>(1) 教員の人事の適正化に関する基本方針</p> <p>教育・研究目標を達成するためには、多様で優れた教員の確保は不可欠である。このため適正な教員人事を実施し、教員が教育・研究に専念できる環境を整備するとともに、多彩な活動を可能とする体制の構築を図る。</p>	<p>3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 教員の人事の適正化に関する具体的方策</p> <p>採用人事は公募制を原則とし、研究業績に加えて、教育能力、教育業績及びその意欲を審査し評価する。</p> <p>教育・研究の活発さを維持するために人的構成は、弾力的な採用や配置を図り、各部門において適正な職種別人的構成を確保する。</p> <p>教員の評価に資するために教育、研究、診療、学生支援、社会貢献、管理運営の領域を包括した総合的なデータベース化を実施する。</p> <p>任期制は段階的導入を目指し、当面、新規採用の助手については全学的に導入する。プロジェクト対応型の研究組織では全教官に任期制を導入する。</p> <p>任期制教官の再任の評価法については各部門で検討する。</p> <p>採用、昇任については合理的な審査及び評価制度(自己申告、自己点検、相互評価や外部評価などを含む。)を導入する。</p> <p>優れた研究業績、教育業績をあげた教員の処遇改善に努める。</p> <p>教員構成の多様化(性別、外国人の登用等)を促進する。</p> <p>特定の教育分野、研究組織にあっては、外国人の登用を積極的に図る。</p> <p>教員の研鑽及び志気の涵養を図るため、サバティカル制度の導入を図る。</p>
<p>(2) 専門技術系職員の人事の適正化に関する基本方針</p> <p>教育・研究の積極的支援及び大学の効果的な環境整備等を具現するため、その技能や専門性を育成するとともに人材の適材配置を図る。</p>	<p>(2) 専門技術系職員の人事の適正化に関する具体的方策</p> <p>技術系職員の採用に当たっては、その専門領域の技能や経験を重視し、適材配置により能力のさらなる発現を図る。</p> <p>附属図書館、学内の共同利用施設等に機器の維持・管理及び利用サービスを担当する専門職を配置する。</p> <p>教育・研究の支援者としての技術系職員を育成するため、その専門能力を高めるための研修制度を充実させる。</p>
<p>(3) 事務系職員の人事の適正化に関する基本方針</p> <p>日常の業務を通じて大学運営の担い手としての自覚と認識を促し、その積極性を引き出し、大学の目的を達成するために個々の資質や専門性の向上を図る。</p>	<p>(3) 事務職員の人事の適正化に関する具体的方策</p> <p>事務系職員の採用に当たっては、中国・四国地区の国立大学法人が統一して実施する第一次採用試験を導入する。</p> <p>適正な処遇、効果的な育成及び士気向上を実現するため、評価基準、評価結果のフィードバック方法の明確な人事評価システムを導入する。</p> <p>法人として責任組織に適合する職員配置を行い、多層の意思決定、責任組織を単純で迅速</p>

	<p>なものにする。</p> <p>職務権限と責任をもつ職員を育てるために、研修、専門的職務の職を指定し、配置する。</p> <p>産学官連携の推進、地域社会への貢献、情報化や国際化に応じた事務職員の能力向上のための研修機会を増加し、企業、自治体との円滑な人事交流を進める。</p> <p>業務運営において特別の専門性や民間的手法を必要とする業務については、積極的に外部に人材を求める。</p>
<p>4 事務等の効率化・合理化に関する目標</p> <p>評価に基づく事務、事業、組織の見直しを行い、効率化・合理化を推進する。</p> <p>職員の意識改革・能力開発を推進し、専門性を高め事務業務の効率化を図る。</p>	<p>4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置</p> <p>職員の専門的能力、資質向上のための研修制度を整備するとともに、民間登用を含め業務の効率化・合理化を図る。</p> <p>職員採用や職員研修を地域の複数の大学が共同して実施するための協議会を設置する。</p> <p>行政の稟議制という多層の決裁仕組みを是正し、迅速で簡易の決裁を行う。</p> <p>「業務点検週間」を年1回設置する。</p> <p>業務分析のため外部の有識者を含む組織を設置する。</p> <p>業務のアウトソーシングについての基準を作成する。</p>
<p>財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標</p> <p>外部資金獲得の戦略を設定、実行、評価するプロセスを確立する。</p> <p>大学全体の自己収入の確保ならびにその他多様な収入源を確保し、増額に努める。</p>	<p>財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</p> <p>科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等の外部研究資金獲得のための戦略を設定し、評価する機関を設置し、外部研究資金獲得の推進を図る。本機関では以下のことを検討、実行、評価する。</p> <p>外部研究資金獲得機会に関する情報収集。</p> <p>外部研究資金に関する情報提供と情報共有のシステムの形成。</p> <p>外部研究資金獲得のための研修の推進。</p> <p>外部研究資金獲得を可能にする大学内部のシーズ開発。</p> <p>外部研究資金獲得戦略の策定と結果の評価。</p> <p>外部研究資金獲得者と部局を報賞するインセンティブ制度（研究費、定員、施設についての予算の増加配分もしくは優先権の付与等）の提案。</p> <p>大学の人的・物的・知的資源の有効活用により多様な収入源の確保に努める。</p>
<p>2 経費の抑制に関する目標</p>	<p>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</p>

<p>管理業務の節減を行うとともに、大学運営の効率化により固定的経費の節減を図る。</p>	<p>経費節減の総合的な戦略を設定し、職員の意識改革をもとにした予算節約のインセンティブ・システムを作り上げ、経費節減を奨励し評価する体制を構築する。</p> <p>予算の運用においては、事業量・活動量に応じた予算を設定し、事後の評価において経営努力による経費節減を明確にすることができるシステムを確立する。</p> <p>組織のあり方を見直し最適な人員配置と組織化及び外部業務委託を検討する等して、人件費の効率化を図る。</p> <p>最適な物品・サービス購入システムの構築を図る。</p> <p>省エネルギー、廃棄物の減量化、ペーパーレス化を促進する。</p>
<p>3 資産の運用管理の改善に関する目標</p> <p>全学的な資産運営体制のもとに、効果的効率的な資産運用を推進する。</p>	<p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>大学資産の一元的運営体制を作り、運営を評価する体制を整える。</p> <p>保有資産のデータベース化を行い、学内外に向けて有効利用のための情報を提供する。</p> <p>保有資産の年間利用計画を作成する。</p>
<p>自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>1 評価の充実に関する目標</p> <p>自己点検評価及び第三者評価を定期的実施する。</p> <p>評価に基づき改善プランを作成し、教育研究の充実、発展、質の保証に資するシステムの構築を行う。</p> <p>大学内外の評価意見を大学運営に生かすしくみを整備する。</p> <p>組織運営に関する評価及び個人別点検評価において収集された情報のデータベースとしての整備・活用を図る。</p>	<p>自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置</p> <p>全学的組織として大学点検評価機構を設置し、自己点検評価、第三者評価の企画・実施を行う。</p> <p>全学及び各部門（セグメント）の情報を収集し全学で共有するための組織として、点検評価情報室を設置する。</p> <p>教職員に、毎年個人別活動に関する実績表の提出を義務付け、全学共有の情報として整備する。</p> <p>評価結果については速やかに大学内外に公開する。</p> <p>評価に基づき当該組織、点検評価組織、役員会等の効果的な相互意見交換を通して、改善・改革を実行する。</p>
<p>2 情報公開等の推進に関する目標</p> <p>大学運営の透明性を確保することは、教育研究、組織運営について社会に説明責任を果し、その支持を得て地域社会に存在感のある大学として発展する上に必要不可欠である。そのために大学の</p>	<p>2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置</p> <p>全学的な広報活動の企画・実施組織として、「広報委員会（仮称）」を設置する。</p> <p>大学ホームページの開設と内容の充実を図る。</p> <p>刊行物の精選と内容の改善を図る。</p>

<p>あらゆる情報を積極的に公開し、社会に開かれた大学を目指す。</p>	<p>学外に対する情報提供事項のデータベース化を図る。 マスメディア等の情報媒体を通じた情報発信に努める。</p>
<p>その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 施設設備の整備等に関する目標</p> <p>長期的視野に立った施設・設備の整備計画を策定し、整備を推進する。</p> <p>既存施設の活性化を推進し、適切な施設マネジメントを実施する。</p>	<p>その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置</p> <p>担当理事のもとに全学一元の施設マネジメントを実施する。</p> <p>既存施設におけるスペース配分の適正化及び施設の使用状況の把握と有効活用（スペースマネジメント）を行う。</p> <p>施設の劣化等の状況把握と安全性、信頼性を確保するための予防的修繕（プリメンテナンスの導入）を行う。</p> <p>施設の共同利用を図る。そのための情報システムを確立する。</p> <p>施設管理業務のアウトソーシングを進める。</p> <p>施設マネジメントを効果あるものにする事務体制を確立する。</p> <p>施設マネジメントを担う人材育成のための研修機会を設ける。</p>
<p>2 安全管理に関する目標</p> <p>安心して教育研究に専念できる大学、地域住民からも安全な公共的施設と認知される大学、学生達に豊かなキャンパスライフ提供する大学を目指すなかで安全管理体制を構築する。</p>	<p>2 安全管理に関する目標を達成するための措置</p> <p>安全管理週間を設定し、学生・教職員の安全に関する意識を啓発する。</p> <p>労働安全衛生法等の法令に基づく安全管理に関する資格保有者の人的資源及び職場環境の充実を図る。</p> <p>機械・器具・危険物・有害物質等の厳正な保守管理の徹底及び規制対象作業場（実験室など）の改善など快適な作業環境の維持整備を図る。</p> <p>学生へのエイズ、生活習慣病、精神保健、飲酒等に関する健康教育を徹底させる。</p> <p>講義棟、学生寮等での防火・防災・避難訓練を実施する。</p> <p>南海地震対策を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係自治体や大学周辺地区との連携・協力体制をつくる。 ・建物、施設、設備の点検を定期的に行う。 ・南海地震対策のパンフレットを作成し、学生教職員に配布する。
	<p>(その他の記載事項)(別紙に整理)</p> <p>予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画 出資計画 短期借入金の限度額</p> <p>長期借入金又は債券発行の計画 重要財産の処分(譲渡・担保提供)計画 剰余金の使</p>

途

施設・設備に関する計画

(別紙)

中期目標

別表(学部、研究科等)

学部	人文学部 教育学部 理学部 医学部 農学部
研究科	人文社会科学研究科 教育学研究科 理学研究科 医学系研究科 農学研究科 黒潮圏海洋科学研究科

注) 愛媛大学大学院連合農学研究科の参加校である。

中期計画

別表(収容定員)

平成16年度	人文学部	1,200人	
	教育学部	680人	
		(うち教員養成に係る分野400人)	
	理学部	1,100人	
	医学部	820人	
		(うち医師養成に係る分野560人)	
	農学部	680人	
	人文社会科学研究科	20人	
		(うち修士課程 20人)	
	教育学研究科	80人	
	(うち修士課程 80人)		
理学研究科	168人		
	{うち博士前期課程 150人}		
	{博士後期課程 18人}		
医学系研究科	174人		
	{うち修士課程 54人}		
	{博士課程 120人}		
農学研究科	118人		
	(うち修士課程 118人)		
黒潮圏海洋科学研究科	18人		
	(うち博士後期課程 18人)		
平成17年度	人文学部	1,200人	
	教育学部	680人	
		(うち教員養成に係る分野400人)	
	理学部	1,100人	
	医学部	820人	
		(うち医師養成に係る分野560人)	
	農学部	680人	
	人文社会科学研究科	20人	
		(うち修士課程 20人)	
	教育学研究科	80人	
	(うち修士課程 80人)		
理学研究科	168人		
	{うち博士前期課程 150人}		
	{博士後期課程 18人}		
医学系研究科	174人		
	{うち修士課程 54人}		
	{博士課程 120人}		
農学研究科	118人		
	(うち修士課程 118人)		
黒潮圏海洋科学研究科	18人		
	(うち博士後期課程 18人)		

平成18年度	人文学部	1,200人	
	教育学部	680人	
		(うち教員養成に係る分野400人)	
	理学部	1,100人	
	医学部	820人	
		(うち医師養成に係る分野560人)	
	農学部	680人	
	人文社会科学研究科	20人	
		(うち修士課程 20人)	
	教育学研究科	80人	
	(うち修士課程 80人)		
理学研究科	168人		
	{うち博士前期課程 150人}		
	{博士後期課程 18人}		
医学系研究科	174人		
	{うち修士課程 54人}		
	{博士課程 120人}		
農学研究科	118人		
	(うち修士課程 118人)		
黒潮圏海洋科学研究科	18人		
	(うち博士後期課程 18人)		
平成19年度	人文学部	1,200人	
	教育学部	680人	
		(うち教員養成に係る分野400人)	
	理学部	1,100人	
	医学部	820人	
		(うち医師養成に係る分野560人)	
	農学部	680人	
	人文社会科学研究科	20人	
		(うち修士課程 20人)	
	教育学研究科	80人	
	(うち修士課程 80人)		
理学研究科	168人		
	{うち博士前期課程 150人}		
	{博士後期課程 18人}		
医学系研究科	174人		
	{うち修士課程 54人}		
	{博士課程 120人}		
農学研究科	118人		
	(うち修士課程 118人)		
黒潮圏海洋科学研究科	18人		
	(うち博士後期課程 18人)		

平成20年度	人文学部	1,200人	
	教育学部	680人	
		(うち教員養成に係る分野400人)	
	理学部	1,100人	
	医学部	820人	
		(うち医師養成に係る分野560人)	
	農学部	680人	
	人文社会科学研究科	20人	
		(うち修士課程 20人)	
	教育学研究科	80人	
	(うち修士課程 80人)		
理学研究科	168人		
	{うち博士前期課程 150人}		
	{博士後期課程 18人}		
医学系研究科	174人		
	{うち修士課程 54人}		
	{博士課程 120人}		
農学研究科	118人		
	(うち修士課程 118人)		
黒潮圏海洋科学研究科	18人		
	(うち博士後期課程 18人)		
平成21年度	人文学部	1,200人	
	教育学部	680人	
		(うち教員養成に係る分野400人)	
	理学部	1,100人	
	医学部	820人	
		(うち医師養成に係る分野560人)	
	農学部	680人	
	人文社会科学研究科	20人	
		(うち修士課程 20人)	
	教育学部研究科	80人	
	(うち修士課程 80人)		
理学研究科	168人		
	{うち博士前期課程 150人}		
	{博士後期課程 18人}		
医学系研究科	174人		
	{うち修士課程 54人}		
	{博士課程 120人}		
農学研究科	118人		
	(うち修士課程 118人)		
黒潮圏海洋科学研究科	18人		
	(うち博士後期課程 18人)		

年度計画

別表(学部の学科、研究科の専攻等)

人文学部	人間文化学科 国際社会コミュニケーション学科 社会経済学科
教育学部	学校教育教員養成課程 生涯教育課程 芸術文化コース スポーツ科学コース 生活環境コース
理学部	数理情報科学科 物質科学科 自然環境科学科
医学部	医学科 看護学科
農学部	暖地農学科 森林科学科 栽培漁業学科 生産環境工学科 生物資源科学科
人文社会科学研究科	人文社会科学専攻
教育学研究科	学校教育専攻 教科教育専攻
理学研究科	数理情報科学専攻 物質科学専攻 自然環境科学専攻 応用理学専攻(D)
医学系研究科	医科学専攻 看護学専攻 生命医学系専攻(D) 神経科学系専攻(D) 社会医学系専攻(D)
農学研究科	暖地農学専攻 森林科学専攻 栽培漁業学専攻 生産環境工学専攻 生物資源科学専攻
黒潮圏海洋科学研究科	黒潮圏海洋科学専攻(D)